

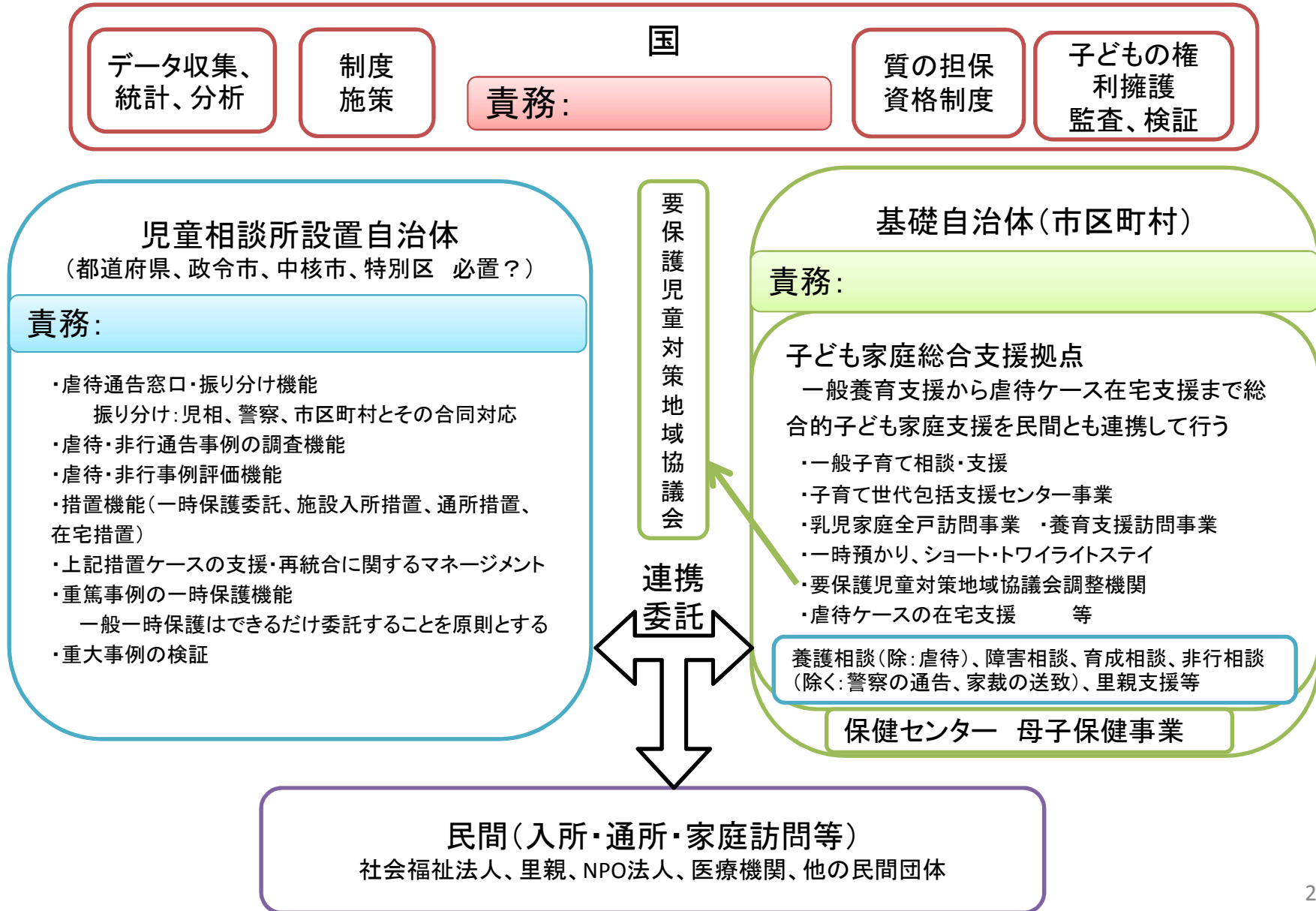
# 幹事会提案資料

2015年10月22日  
ワーキンググループ用

## 新たな子ども家庭福祉システム 国・都道府県・基礎自治体の役割像の骨子(案)

1. 子ども家庭への相談・支援業務は基本的に基礎自治体に移行する
2. 移行期間に基礎自治体の基盤強化を行う  
    専門家の任用の義務付け、インフラ整備  
    それに見合った財源の確保
3. 通告窓口の一元化
4. 児童相談所設置自治体の役割は、虐待・非行等に関する、子どもの安全確保を第一とした調査・評価と措置業務を中心とする
5. 入所措置、在宅措置、通所措置等の行政処分は児童相談所を設置する自治体の責務とし、支援のマネジメントも行うが、支援は基礎自治体が行う
6. 児童相談所機能は中核市および特別区に関しても責務とする
7. 資格制度等もこの方向性を踏まえて議論する
8. それに対する明確なロードマップを提示する

# 国・都道府県等・基礎自治体の責務と役割(案)

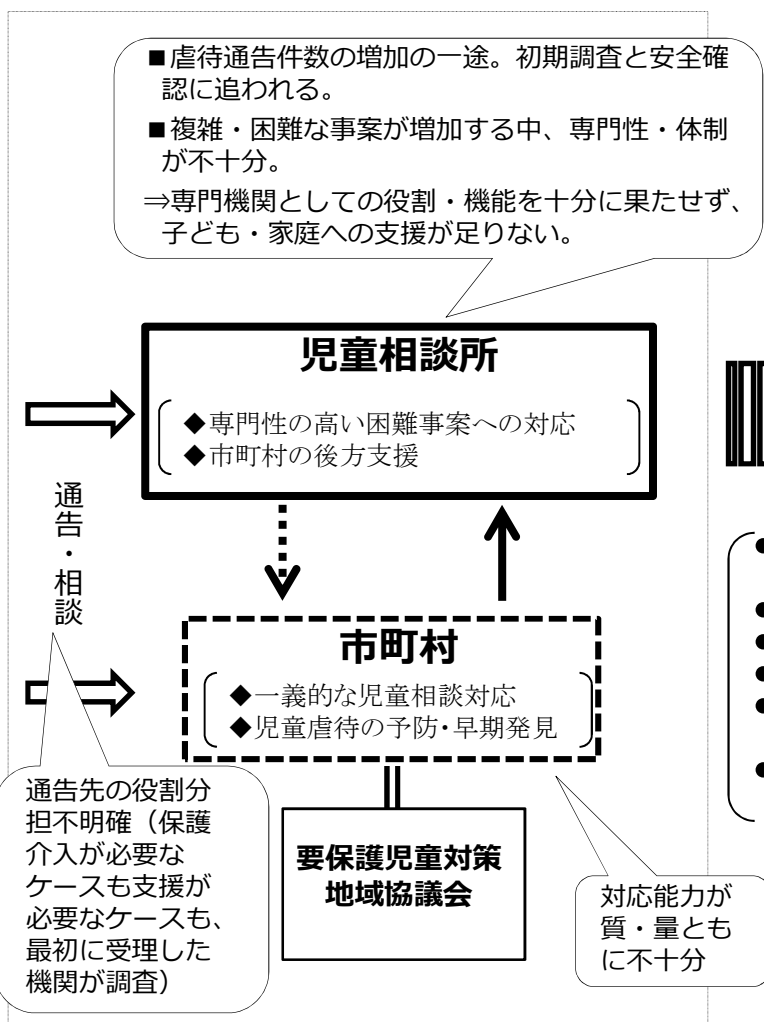


# 新たな子ども家庭福祉システムにおける虐待対応システムイメージ図（案）

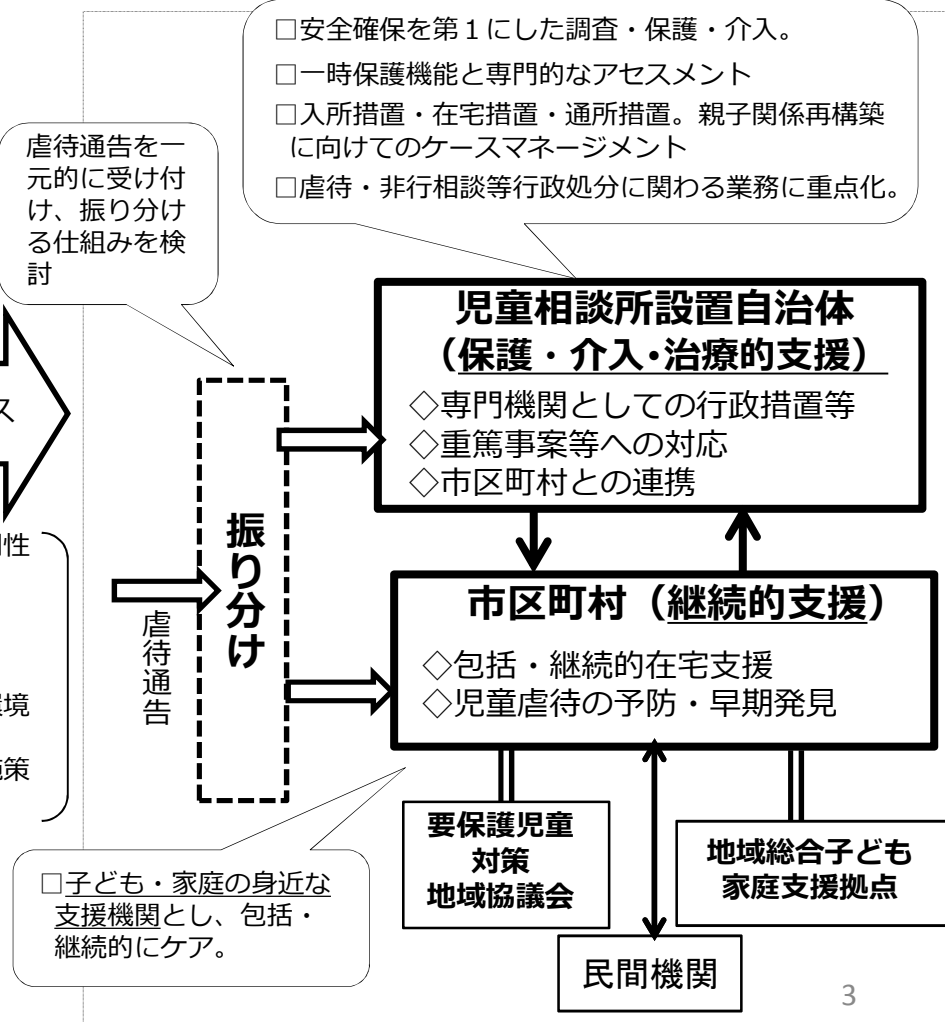
- 新たな子ども家庭福祉システムとしての包括的支援の中で虐待対応も新たなシステムに移行することを目指す。
- 児童相談所と市町村の機能を見直し、児童相談所を専門的な保護介入機関に、市町村を子どもの発達権を保障する身近で包括・継続的な支援機関に再編する。

## 【現行（平成16年改正～）】

[ ※平成16年改正で目指した姿 ]



## 【新システム】



## 検討事項(全体)

1. 基礎自治体が役割を担えるための手立て、財源等インフラ整備  
(子ども家庭支援拠点の自治体間の連携・共同事業の推進などを含め)
2. 児童相談所設置自治体とその機能を十分遂行するための機関構築のあり方  
(現児童相談所の再編成: 通告受付、介入保護、支援マネージメントの分離?)
3. 児童相談所設置自治体をどこまで広げるか?
4. 児童相談所設置自治体と基礎自治体の連携の在り方
5. 本ビジョンを踏まえた資格制度の構築  
(市区町村でもSWが重要になることを踏まえた資格制度が必要)
6. 児童相談所等機関および子ども家庭総合支援拠点の専門家の任用要件
7. 地域データベースの構築(個人情報情報を県と市町村で共有すべきか?)
8. 上記データベースを匿名化して国の統計に活かす仕組みの構築
9. 子どもの権利擁護および監査・評価の機構のあり方
10. 母子保健における虐待関与の位置づけ、特定妊婦支援のあり方の検討
11. 都道府県から基礎自治体への業務移行のロードマップ